

第33回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時（午前9時より受付開始）

場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー34階
ルビー34

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防に関するお知らせ
新型コロナウイルス感染予防の観点から、議決権行使書のご返送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申し上げます。**本定時株主総会はインターネットによるライブ配信を行いますので、当日はご来場に代えて、インターネットでのご視聴をお願い申し上げます。**

今後の対応については、当社ウェブサイトに掲載し、状況に応じて内容を更新させていただきます。

<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	16
連結計算書類等	46
監査報告書	52

決議事項

- 第1号議案 **取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件**
- 第2号議案 **監査等委員である取締役3名選任の件**
- 第3号議案 **補欠監査等委員である取締役1名選任の件**

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）

午後5時30分まで

証券コード 4674
2021年5月31日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社 クレスコ
代表取締役 社長執行役員 根元 浩幸

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症に関する現状に鑑み、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月17日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。詳細につきましては3ページから4ページの「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー34階 ルビー34
 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第33期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項につきましては、(<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>) に掲載させていただきます。

当社定時株主総会における新型コロナウイルス感染予防対策

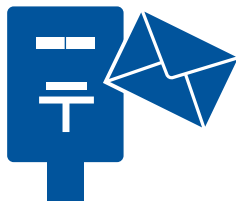
本定時株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、以下の措置を講ずる予定であります。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当日ご出席いただく株主様は、あらかじめ、マスクの着用をお願いいたします。
2. 議場受付前に手指へのアルコール消毒液の噴霧のお声がけをさせていただきます。
3. 議場受付前にサーモグラフィ等にて検温させていただき、発熱があると認められる方は、ご入場の制限等をさせていただきます。
4. 感染拡大防止を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項や決議事項のご説明を含めまして、例年よりも大幅に短縮させていただきます。
5. 本株主総会に出席する当社取締役、および運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。さらに、受付など一部スタッフにおきましては、手袋を着用させていただきます。
6. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できず、ご着席いただけない場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいて、お知らせいたします。 (<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>)

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席されない場合



■ 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限

2021年6月17日(木曜日) 午後5時30分到着分まで



■ インターネットによる議決権行使の場合

<https://evote.tr.mufig.jp/> にアクセスのうえ、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月17日(木曜日) 午後5時30分受付分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご記入・ご捺印は不要です)

*代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時

2021年6月18日(金曜日) 午前10時

議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人を含みます。)が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。



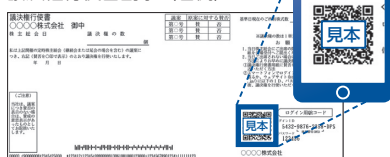
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

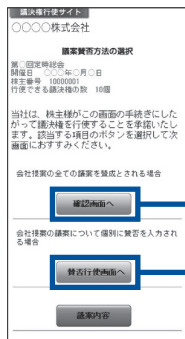
議決権行使書副票(右側)



「ログイン用QRコード」はこちら

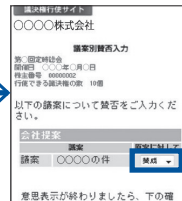
② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

❗ 下記方法での議決権行使は
1回に限ります。

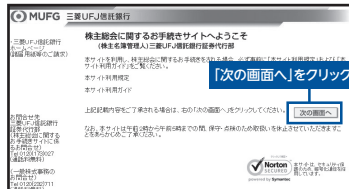
二回目以降のログインの際は…
下記記載のご案内にしたがってログインしてください。



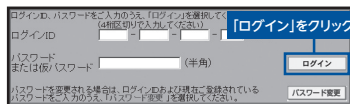
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

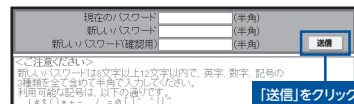
① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使 に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いません。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットライブ配信のご案内

本株主総会当日の様様については、インターネットでのライブ配信を予定しております。

尚、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、質問される際の音声につきましては、配信されますので予めご了承ください。

公開日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時より

<視聴方法>

- パソコン、スマートフォン、タブレットにて視聴される株主様は、下記URLにアクセスしてください。
- ID及びパスワードを入力する専用株主認証画面が表示されますので、下記のID及びパスワードをご入力ください。

URL

https://icue-gmos.com/cresco/33_soukai/

ID

パスワード



記載のある15桁の番号のうち、中央の8桁の番号が株主番号です。 xxxx-1234-5678-xxxx

<ご視聴にあたってのご注意事項>

- ご使用のパソコン、スマートフォン又はタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 株主総会のライブ配信は、ご来場をお控えいただいた株主様への情報提供を目的としており、**本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等はできません**。予めご了承ください、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- インターネット回線や機材トラブル等によるやむを得ない理由により、配信が中止になる場合がございます。

<ライブ配信に関するお問い合わせについて>

当日は、以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。

お問合せ先：株式会社クレスコ

受付日時

2021年6月18日（金）9:00～12:00

電話番号

03（5769）8011

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員が任期満了となります。つきましては、経営環境の大きな変化に対応し、迅速な意思決定を行うために1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものがあります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、反対を表明する意見はございませんでした。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1 再任	ねもと ひろゆき 根元 浩幸	代表取締役 社長執行役員	100% (13/13回)
2 再任	やまもと たかし 山元 高司	取締役 専務執行役員 コーポレート統括本部長	100% (13/13回)
3 再任	すぎやま かずお 杉山 和男	取締役 常務執行役員 コーポレート統括本部副本部長	100% (13/13回)
4 再任	とみなが ひろし 富永 宏	取締役 常務執行役員 サービスコンピテンシー統括本部長兼技術研究所、品質管理本部管掌	100% (13/13回)
5 再任	こがわ のりゆき 粉川 徳幸	取締役 常務執行役員 事業統括本部長	100% (11/11回)
6 再任	ふくい じゅんいち 福井 順一	社外 独立 社外取締役	100% (13/13回)
7 再任	さとう ゆきえ 佐藤 幸恵	社外 独立 社外取締役	100% (11/11回)

候補者
番号

1

ねもと
根元

ひろゆき
浩幸

再任

(1960年2月12日生)

所有する当社株式の数：

98,735株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社設立に伴い入社
- 1998年4月 当社オープンシステム事業部システム技術部長
- 2002年4月 当社ソリューション本部フィナンシャル・ソリューション事業部長
- 2006年6月 当社取締役 ソリューション本部副本部長
- 2008年4月 当社常務取締役 ソリューション本部長
- 2010年4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
- 2011年4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長兼営業統括部長
- 2011年10月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
- 2012年4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長兼コンサルティングセンター長
- 2013年4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
- 2014年4月 当社代表取締役社長
- 2016年6月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長に就任して以降当社および当社企業グループの経営全般を担っております。現在は、代表取締役社長執行役員として、その豊富な経験および知見をもとに職責を十分に果たしており、強いリーダーシップによる当社および当社企業グループの企業価値の持続的向上を期待し、改めて取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

やまもと
山元

たかし
高司

再任

(1960年10月11日生)

所有する当社株式の数：

11,341株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2013年4月 当社入社 ビジネスソリューション事業本部副本部長
- 2013年6月 当社取締役 ビジネスソリューション事業本部副本部長
- 2014年4月 当社常務取締役 事業統括本部長
- 2016年4月 当社常務取締役 第一事業本部、第二事業本部、事業開発本部管掌兼事業開発本部長
- 2016年6月 当社専務取締役執行役員 第一事業本部、第二事業本部、事業開発本部管掌兼事業開発本部長
- 2017年6月 当社取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業開発本部長
- 2019年4月 当社取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業統括本部長
- 2020年4月 当社取締役 専務執行役員 コーポレート統括本部長兼経営戦略統括部長
- 2021年4月 当社取締役 専務執行役員 コーポレート統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

事業会社においてソリューション事業の責任者を歴任した後、当社の事業全般を統括し、現在は、当社企業グループ全体を視野に入れた経営戦略の遂行およびバックオフィスの強化において、その職責を十分に果たしております。同氏の高い知見は、当社の重要な業務執行の決定並びに監督に十分な役割を果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のための適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

すぎやま
杉山

かずお
和男

再任

(1964年9月1日生)

所有する当社株式の数：

20,685株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1990年11月 当社入社
- 2010年4月 当社経理部長
- 2013年6月 当社取締役 経理部長
- 2014年4月 当社取締役 財務経理部長
- 2016年4月 当社取締役 財務経理本部長兼グループ・アカウントिंग部長
- 2016年6月 当社取締役執行役員 財務経理本部長兼グループ・アカウントING部長
- 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 財務経理本部長
- 2021年4月 当社取締役 常務執行役員 コーポレート統括本部副本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の経理・財務戦略を統括し、経理・財務に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏は当社の経営強化および経理・財務に関する当社企業グループ各社の業務効率化の推進において、その職責を十分に果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者いたしました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類
等

監査
報告
書

候補者
番号 4

とみなが
富永

ひろし
宏 (1967年1月9日生)

再任

所有する当社株式の数：
15,541株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2006年4月 当社ソリューション本部基盤システム事業部第三部長
2007年4月 当社ソリューション本部基盤ソリューション事業部副事業部長
2009年4月 当社ソリューション本部基盤ソリューション事業部長
2013年4月 当社ビジネスソリューション事業本部副本部長
2013年6月 当社取締役 ビジネスソリューション事業本部副本部長
2014年4月 当社取締役 事業統括本部副本部長
2016年4月 当社取締役 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2016年6月 当社取締役執行役員 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2017年6月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2018年4月 当社取締役 常務執行役員 管理部門管掌兼経営管理本部長
2020年4月 当社取締役 常務執行役員 サービスコンピテンシー統括本部長兼技術研究所、品質管理本部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

ビジネスソリューション事業および管理部門の責任者を歴任し、当社の事業基盤の改善および働き方改革を推進してまいりました。現在は、豊富な経験に基づき、先端技術を活用した事業領域の拡大のほか品質管理の領域において、その職務を十分に果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者といたしました。

候補者
番号 5

こがわ
粉川

のりゆき
徳幸 (1963年11月24日生)

再任

所有する当社株式の数：
14,636株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年9月 当社入社
2004年4月 当社テクノロジーソリューション統括部第二部長
2012年4月 当社エンベデッドソリューション事業部副事業部長
2015年4月 当社エンベデッドソリューション事業部長
2018年4月 当社執行役員 第二事業本部副本部長兼エンベデッドソリューション事業部長
2019年4月 当社執行役員 事業統括本部副本部長インダストリアル・ビジネスユニット担当
2020年4月 当社常務執行役員 事業統括本部長
2020年6月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社のエンベデッドソリューション事業に関して豊富な経験と実績を有しております。現在は、幅広い事業領域を統括する責任者として、顧客の基盤の強化並びに収益構造の改善および強化において、その職務を十分に果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のための適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

ふくい
福井

じゅんいち
順一

再任 社外 独立

(1953年11月5日生)

所有する当社株式の数：

- 株

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1977年 4月 日本不動産銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行
- 1999年 2月 同行広報部長
- 2000年 6月 同行秘書室長兼広報室長
- 2001年 4月 同行本店営業第三部長
- 2005年10月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス取締役
- 2014年 3月 同社顧問
- 2014年10月 一般社団法人共同通信社 経営企画室顧問
- 2015年 6月 株式会社共同通信社取締役 事業担当
- 2016年 6月 同社常務取締役
- 2018年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2019年 6月 株式会社共同通信社 顧問（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社共同通信社 顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

企業経営に関する幅広い知識と見識を有するほか、経営企画、広報等に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏は、社外取締役として客観的な視点で当社の現況を評価するとともに、取締役会において当社のブランド・広報戦略について多くの助言、支援を行う等十分な職責を果たしております。継続した助言や意見が期待されることから、当社および当社企業グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、改めて社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 独立役員の届出について

株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ておりません。

2. 当社の社外取締役に就任してからの年数

福井順一氏の当社社外取締役在任期間は3年であります。

3. 重要な兼職先と当社の関係

福井順一氏が兼職する株式会社共同通信社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

4. 過去に業務執行していた企業と当社の関係

福井順一氏は、2014年9月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してからすでに5年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と僅少であります。

5. 責任限定契約の概要

当社は、福井順一氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行
1999年 5月 エグゼクネット株式会社（現株式会社島本パートナーズ）入社
2007年 2月 株式会社ケミストリー設立に伴い代表取締役社長（現任）
2020年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社ケミストリー代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

同氏は、エグゼクティブコンサルティングの豊富な経験と実績を有するとともに、企業経営者として、経営全般に関する幅広い知識と見識を有しております。また、当社が求める、社外取締役としての高い倫理観、独立性、多様性への理解および公平性などの人格的要素も備えており、取締役会における客観的な視点での当社への助言、支援および業務執行に関する適切な監督等、十分な職責を果たしております。さらに、当社の人材活用や育成という視点での助言や意見を期待できることから、当社および当社企業グループの継続的な成長に適切な人材であると判断し、改めて社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 独立役員の届出について

株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社は、同氏が過去に業務執行していた企業との間に取引関係はありません。

2. 当社の社外取締役に就任してからの年数

佐藤幸恵氏の当社社外取締役在任期間は1年であります。

3. 重要な兼職先と当社の関係

佐藤幸恵氏が兼職する株式会社ケミストリーと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

4. 責任限定契約の概要

当社は、佐藤幸恵氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役任に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けとることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。また、被保険者の保険料負担はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1 新任	たかいし さとし 高石 哲	執行役員 コーポレート統括本部副本部長	—
2 再任	さとう はるお 佐藤 治夫 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	100% (13/13回)
3 新任	まえかわ まさゆき 前川 昌之 社外 独立		—

候補者番号 1 たかいし さとし 新任
高石 哲 (1962年5月26日生)

所有する当社株式の数：
4,886株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2015年7月 当社入社 企画推進事業部副事業部長
- 2016年4月 当社グループ事業推進本部副本部長
- 2017年6月 当社執行役員 グループ事業推進本部副本部長
- 2018年4月 当社執行役員 グループ事業推進本部長
- 2020年4月 当社執行役員 コーポレート統括本部副本部長（現任）

取締役候補者とした理由

事業会社において監査部門の責任者として、グローバルで監査業務を主導してきました。その後、当社入社後は、M&A、グループガバナンスの強化において、その職務を十分に果たしており、積み重ねた業務経験と知見は、監査等委員会の職務遂行に資するものと期待されることから、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断いたしました。

候補者
番号

2

さとう
佐藤

はるお
治夫

再任 社外 独立

(1956年11月27日生)

所有する当社株式の数：

- 株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月 野村コンピュータシステム株式会社（現野村総合研究所）入社
2003年 7月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス取締役
2009年 4月 ニッセイ情報テクノロジー株式会社執行役員
2015年 4月 コンサルタントとして独立、老博堂代表（現任）
2017年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

企業経営に関する幅広い知識と見識を有するほか、情報システムコンサルティングならびに情報システムの企画、設計および開発等に関する豊富な経験と知見に基づき、独立した中立的な立場から、経営計画の策定に関し取締役会において助言いただくと共に、進捗状況等の確認と取締役の監視等適切な職務が遂行されることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 独立役員の届出について

株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ておりません。

2. 当社の社外取締役に就任してからの年数

佐藤治夫氏の当社社外取締役在任期間は4年、うち監査等委員である取締役在任期間は4年であります。

3. 重要な兼職先と当社の関係

佐藤治夫氏が兼職する老博堂と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

4. 過去に業務執行していた企業と当社の関係

佐藤治夫氏は、2009年9月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してからすでに10年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と僅少であります。

5. 責任限定契約の概要

当社は、佐藤治夫氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役任に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者
番号

3

まえかわ
前川

まさゆき
昌之

新任 社外 独立

(1965年3月30日生)

所有する当社株式の数：

- 株

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類
等

監査
報告
書

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1991年10月 中央新光監査法人入社
- 2001年3月 公認会計士税理士事務所前川昌之事務所設立に伴い代表取締役社長（現任）
- 2004年12月 株式会社モブキャスト（現株式会社モブキャストホールディングス）監査役
- 2005年7月 株式会社トランザス（現株式会社ピースリー）監査役
- 2006年10月 株式会社CONSOLIX設立に伴い代表取締役社長（現任）
- 2012年6月 株式会社ウシオスペース（現株式会社モデュレックス）監査役（現任）
- 2014年3月 株式会社トランザス（現株式会社ピースリー）取締役
- 2015年2月 株式会社アイ・ピー・エフ・コーポレーション代表取締役（現任）
- 2015年3月 株式会社ZMP監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

公認会計士として財務、M&A、会計および税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。直接企業経営にも関与しており、複数の企業において社外取締役の役職を歴任した幅広い経験に基づき、経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の監督機能の強化への貢献および幅広い経営視点からの助言や意見が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 独立役員の届出について

株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社は、同氏が過去に業務執行していた企業との間に取引関係はありません。

2. 重要な兼職先と当社の関係

前川昌之氏が兼職する企業と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

3. 責任限定契約の概要

当社は、前川昌之氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けとることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。また、被保険者の保険料負担はありません。

第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

い け は ら も と ひ ろ
池原 元宏 **社外 独立**
(1974年9月9日生)

所有する当社株式の数：

- 株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）、柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）入所
2006年10月 シティユーワ法律事務所入所
2007年6月 ニューヨーク州弁護士登録
2009年9月 野村綜合法律事務所入所
2014年1月 同法律事務所パートナー（現任）
2016年6月 日新製糖株式会社社外取締役（現任）
2019年6月 株式会社駅探社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

弁護士としての法的視点および幅広い見識から、企業法務の分野を中心に法令やリスク管理等に関わる豊富な業務経験を有しております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士としての高い専門性と複数企業での社外取締役の経験に基づく、客観的かつ法的見地からの経営の監視および監督に適任であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 池原元宏氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしているため、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、池原元宏氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けとることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者の選任が承認され、かつ、監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。また、被保険者の保険料負担はありません。

以 上

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社企業グループは、事業機会を着実に取り込み、持続的な成長と企業価値の向上を果たすため、2016年4月「デジタル変革（デジタルトランスフォーメーション：Digital Transformation、DX）をリードする」ことを標榜した5ヶ年のビジョン「CRESCO Ambition 2020」を掲げ、当連結会計年度は、最終年度に当たります。

-コーポレートスローガン-

Lead the Digital Transformation ～『クレスコグループ』はデジタル変革をリードします。～

2020年度の経営方針

- ・「CRESCO Ambition 2020」に沿った経営
- ・新規顧客の獲得及び事業ポートフォリオの最適化による受注の確保
- ・先端技術を活用した高付加価値ビジネスの創出による利益の拡大
- ・働き方改革への継続的な挑戦による生産性及び社員満足度の向上
- ・アライアンスの推進による成長力の加速

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）の経営環境は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、上期は特に厳しいものとなりました。下期に入り、企業のIT戦略遂行は徐々に加速してまいりましたが、年末年始からの「第3波」や2度目の緊急事態宣言に起因する景気の下振れリスクや先行きの不透明感は拭い切れず、従前の企業活動の勢いには至りませんでした。

当社企業グループでは、経営方針に則り、環境の変化に即した顧客ポートフォリオ及び事業体制の見直しや既存顧客を中心とした受注量の確保、先端技術（AI・クラウド等）を取り込んだ新規事業・サービスの開発に注力すると共に、在宅勤務制度の構築、社内デジタル変革の推進（テレワーク体制の整備、オンラインコミュニケーションツールの活用、デジタルマーケティングの強化）、オフィススペースの最適化など、攻めの施策を講じておりますが、営業活動や開発業務において、以下の事象が発生し、業績への重しとなりました。

- ・対面営業活動の制限による新規顧客開拓の不調
- ・既存プロジェクト及び新規プロジェクトの中止・中断・延期、受注単価の引き下げ要請
- ・テレワーク体制への移行期における一時的な待機要員の発生及び生産性の低下
- ・不採算プロジェクトの発生

一方で、景気浮揚策として世界的に大規模な財政出動が行われた影響により、前連結会計年度末と比べて株価が持ち直した結果、当社が保有する金融商品の時価が全体的に上昇するというプラスの側面もありました。

当連結会計年度における取り組みとして、2020年4月1日には、株式会社エニシアスを新たに連結子会社とし、今後、更なる需要が見込まれるクラウド関連事業の拡大を図っております。その他、エバンジェリスト活動の一環として、AIやクラウド、RPA関連の社外向けセミナーや技術関連の書籍の出版などを通じて、各種サービス・ソリューションのプロモーション活動を実施いたしました。

なお、当連結会計年度のトピックスは、以下のとおりです。

2020年4月

- ・今後の事業展開を踏まえた新組織体制をスタート
- ・株式会社エニシアスを連結子会社化

2020年5月

- ・「ホワイト企業ランキングTOP100」（2020年4月更新版）において、20位にランクイン
- ・ログ分析可視化サービス「Creage SIEM+」の提供を開始
- ・リモートワークの障壁を取り除いていく活動「#取引先にもリモートワークを」に参加を表明
- ・一般社団法人 電子情報通信学会主催の研究会で、当社社員が「医用画像におけるAI応用」に関する論文を発表

2020年6月

- ・新規事業のコンセプト策定やアイデア発想を体験する、オンライン型ワークショップ「サービスデザイン支援ワークショップ」の提供を開始

2020年7月

- ・当社社員が『基礎がよくわかる！ゼロからのRPA UiPath 超実践テクニック』を出版

2020年8月

- ・当社及び当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を完了
- ・子会社である株式会社クリエイティブジャパンが「CLIP 新型コロナウイルス感染症予防支援システム」を発表
- ・当社社員が『AWS認定クラウドプラクティショナー直前対策テキスト』を出版

2020年9月

- ・当社の社内デジタル変革による「ニューノーマルな働き方」に関する取り組みを発表

2020年10月

- ・当社社員がUiPath社による『UiPath Japan MVP 2020』に認定

2020年11月

- ・当社社員が「Agile Japan 2020」で講演

2020年12月

- ・当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を完了
- ・大和ネクスト銀行様の「応援定期預金」を通じたSDGsへの貢献を発表
- ・株式会社クリエイティブジャパンが、「CLIP 新型コロナウイルス感染予防支援システム」の提供を開始
- ・関連会社である株式会社エー・アイ・エムスタッフの全株式を売却し、持分法適用の範囲から除外

2021年1月

- ・「デジタルの日」への参加を表明
- ・当社IRサイトが、全ての主要IRサイトランキング調査で受賞
- ・2021年4月からスタートする「クレスコ版ジョブ型人事制度」を発表

2021年2月

- ・自己株式の消却を発表
- ・第三者割当による第7回新株予約権の取得及び消却完了を発表

2021年3月

- ・当社社員が、一般社団法人情報処理学会が主催する「インタラクシオン2021」で講演
- ・健康経営優良法人認定制度に基づく「健康経営優良法人2021」に認定
- ・期末配当予想の修正（増配）を発表
- ・2021年4月1日付の組織変更及び人事異動を発表
- ・日本赤十字社及び北海道大学への寄付を実施

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高397億6百万円（前年同期売上高393億37百万円、0.9%増）、営業利益34億84百万円（前年同期営業利益35億56百万円、2.0%減）、経常利益41億1百万円（前年同期経常利益37億12百万円、10.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益26億34百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益24億21百万円、8.8%増）と増収増益となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

ソフトウェア開発事業

売上高 329億 65百万円（前年同期比 102.5% ）

ソフトウェア開発事業の売上高は、329億65百万円（前年同期比2.5%増）となり、セグメント利益（営業利益）は、35億66百万円（前年同期比1.8%増）となりました。業種別の売上高を比較しますと、金融分野においては、主として、銀行や生保のシステム開発・保守案件の増加により、前年同期を14億45百万円上回りました。公共サービス分野につきましては、主として、観光需要の急減や人材関連の大型案件の剥落に伴い前年同期を14億52百万円下回りました。流通・その他の分野は、主として、㈱エニシアスを新規連結した効果により、前年同期を8億13百万円上回りました。

組込型ソフトウェア開発事業

売上高 66億 94百万円（前年同期比 93.9% ）

組込型ソフトウェア開発事業の売上高は、66億94百万円（前年同期比6.1%減）となり、セグメント利益（営業利益）は、11億31百万円（前年同期比15.6%減）となりました。製品別の売上高を比較しますと、通信システム分野においては、前年同期を14百万円上回りました。カーエレクトロニクス分野では、前年同期を1億48百万円下回りました。情報家電等、その他組込型分野につきましては、主として、メーカーのプロジェクト中止・延期により、前年同期を3億4百万円下回りました。

その他

売上高 46百万円（前年同期比100.6% ）

商品・製品販売事業等その他の売上高は、46百万円（前年同期比0.6%増）となり、セグメント損失（営業損失）は、5百万円（前年同期セグメント利益5百万円）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上状況は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
ソフトウェア開発事業	百万円 32,158	% 81.7	百万円 32,965	% 83.0	百万円 806	% 2.5
組込型ソフトウェア開発事業	7,132	18.1	6,694	16.9	△438	△6.1
小 計	39,291	99.9	39,659	99.9	368	0.9
そ の 他	46	0.1	46	0.1	0	0.6
合 計	39,337	100.0	39,706	100.0	368	0.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1億88百万円であります。

その主なものは、当社事業所の増床に伴う建物付属設備や工具、器具及び備品の増加、並びに当社及び子会社における基幹システムのバージョンアップ費用や、新型コロナウイルス禍を契機とするテレワーク対応費用であります。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年4月に株式会社エニシアスの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。また、同月、株式会社ザイマックス様との合併会社となる株式会社ジザイめっけの第三者割当増資を引き受けたことにより、同社を持分法適用の範囲に含めております。

2020年12月には、当社の持分法適用関連会社であった株式会社イー・アイ・エムスタッフの株式を全て売却したことにより、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

2021年度の経営環境は、新型コロナウイルス禍が続く中、「新しい生活様式」や「ニューノーマル（新常态）」が定着しつつあり、ワクチン接種も開始され、好転の兆しが見え始めております。

第3波以降、変異株の発生や新規感染者の再増加、2回目となる緊急事態宣言の発出など、新型コロナウイルス禍が収束したわけではありません。3月の月例経済報告でも「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られる」旨の判断を下しております。

しかしながら、国内外の経済の停滞感は、既に底打ちが見られ、業種によって濃淡はあるものの、概ね改善傾向にあります。当社企業グループにおきましても、引き合いの増加は顕著であり、オンライン商談のほか、対面での営業活動も従来の勢いに回復し、新規顧客の開拓にも支障はありません。

このような経営環境の中、「攻めのIT経営」を主眼とした「デジタル変革」に対するIT投資は、2020年度の反動も含め、着実に増加するものと考えております。特に、クラウドやAI、RPAなどのテクノロジーを織り込んだシステム開発やデジタルソリューションへのニーズは、業種業態を問わず、本格化すると確信しております。

とはいえ、IT関連の開発現場は、「3密（密閉・密集・密接）」になりやすい作業環境にあるため、引き続き、テレワーク体制の強化や感染防止に配慮した人員の配置、ソーシャル・ディスタンスの確保などに努めてまいります。

なお、需給状況に関わらず、「デジタル変革」を担う人材の不足感は依然否めず、人材の獲得・育成はもとより、生産性及びサービス品質の向上、オフショア（海外分散開発）を含む開発体制の強化は、継続的な課題となっております。

こうした経営環境に的確に対応し、ステークホルダーの期待にお応えするため、当社企業グループでは、以下の課題認識のもと、諸施策をすみやかに実行し、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

①新規顧客の獲得及びお客様とのリレーションシップの強化

ニーズの多様化、複雑化に伴い、当社企業グループは、お客様の事業目標達成や未来構想に向けたイノベーションを実現する、まさに「ITパートナー」としての役割を期待されております。お客様の期待に応えるための、幅広いITサービス、デジタルソリューションを提供できるよう、営業体制の強化とマーケティング活動を継続的に実施し、新規顧客の獲得及びお客様とのリレーションシップの強化を図ってまいります。また、営業情報、顧客情報を共有できる仕組みを構築し、当社企業グループ間及び各事業部門の営業メンバーが連携し、戦略的、網羅的に幅広い提案型営業を展開してまいります。

②デジタルソリューションビジネスの拡大と新技術の研究・開発

「デジタル変革」(DX)が本格化する中、従来のITサービス（システムインテグレーションを含む。）のみならず、お客様のDXに直結するデジタルソリューションビジネスの拡大が競争優位性を担保するために必要であると考えております。当社企業グループが強みとするAIやクラウド分野を戦略技術に据え、これらの技術を活かした、幅広い産業向けのソリューション群を提供してまいります。また、市場ニーズに適時・的確に応えることができる技術力の保持と革新的なビジネスの組成に不可欠な知見・アイデアを募集、集約するため、他企業とのアライアンスや産学連携、お客様との共同研究、オープンイノベーション等を通じた新技術の研究・開発に努めてまいります。

③M&A・アライアンスの推進とグループ企業に対する管理の強化

継続的なM&A・アライアンスの推進による事業の拡大や新たな事業機会の確保、人材の獲得、取引先の開拓は成長戦略の重要テーマであり、加えて、グループ連携や協業をはじめ、業務インフラの整備、技術支援、人事交流等の施策を講じ、シナジー効果による「稼ぐ力の最大化」が不可欠と考えております。当社企業グループ各社に対する管理の強化につきましては、コーポレート・ガバナンスの観点から取締役あるいは監査役を派遣するほか、グループ事業の最適化やP M I (Post Merger Integration：統合効果の最大化) の推進に取り組んでまいります。

④人材採用と育成環境の拡充

人材は、お客様へ提供する付加価値の源泉であり、企業の発展を支える不可欠な存在です。企業の提供する商品やサービスが厳しく選別される時代、特にIT業界においては、人材の差が企業の競争優位性を決定づける大切な経営資源と考えております。事業戦略に沿った継続的な採用活動（新卒、キャリア）を推進するとともに、社員ひとりひとりが、心から仕事を楽しみ、能力を発揮できるよう、人材育成プログラムのブラッシュアップと実践、次世代人材の育成に注力してまいります。また、技術の研鑽と実ビジネスの具現化を通じて、お客様施行の「技術のクレスコ」を目指してまいります。

⑤DX推進と機動的経営の実現

経営課題やビジネス課題への素早い対応を実現するためには、企業活動を加速する「仕組みづくり」と行動を促進する「マインドセットの醸成」が必要となります。『中期経営計画2023』をベースに、人材の確保・育成はもとより、組織改革や制度改革を含めたDXへの取り組みを積極的に進め、経営の機動性を高める仕組みづくりに取り組んでまいります。また、データ経営基盤の構築を視野に入れた情報システムの全体最適化やオフィスワーク・リモートワークの環境整備、時代に即した働き方改革を通じて、“継続的に挑戦していこう”とするマインドセットを醸成してまいります。

⑥健康経営の推進

「健康」は個人生活の質の向上のみならず、企業の利益にも繋がる大切な要素でもあり、企業が、能動的にマネジメントアプローチすべきテーマであります。心身の健康を維持・増進する取り組みは、企業のレピュテーションや人材採用の面でも効果が期待できるものであり、併せて、企業のリスクマネジメントとしても重要であります。2019年9月に健康経営宣言を発表し、2021年3月には、昨年度に続き、「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人2021」に認定されました。今後も社員が健康で安心・安全に、やりがいを持って働ける職場を実践するため、当社企業グループに即した諸施策を推進してまいります。

⑦働き方改革の推進と健全な労働環境づくり

働き方改革は、生産性向上につながるテーマであり、社員のモチベーションや人材採用、離職防止の面でも効果が期待できるものと捉え、『働く人の立場・視点』で環境づくりや諸制度の導入に取り組んでおります。2019年9月には、女性社員だけでなく、男性社員が育児休業等を取得している点や時間外労働の削減、年次有給休暇の高取得率等が評価され、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、「プラチナくるみん」の認定を受けました。2021年度からは新人事制度へ移行し「クレスコ版ジョブ型制度」を導入します。この制度は、社員がこれまで以上に専門性・強みといったスペシャリティを追求し、実力に即した処遇を実現するもの、と考えております。今後も国の政策や法制度の動向を鑑み、デジタル技術を積極的に活用し、実効性の高い諸施策を推進してまいります。

⑧品質の強化

お客様に提供するサービス品質（QCD）の向上を目指すことは、結果として、当社企業グループの持続的な成長と企業価値の向上につながります。「契約・約束を守る」「仕事に責任を持つ」「品質（Q）、価格（C）、納期（D）を厳守する」等ビジネスでは当たり前のことを着実に実践し、プロジェクトマネジメントを含めたサービス品質の向上を通じて、お客様からの信頼・信用を重ね、クレスコブランドの確立を目指してまいります。2020年3月には、これまでの継続的な取り組みが評価され、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会から「PM実施賞奨励賞」を受賞いたしました。

⑨生産性の追求

生産性向上の目的は、小さな工夫を積み重ねながら、業務の能率アップと効率化によって作られた「時間」「省かれたコスト」を有効に活用し、新たな価値や収益を生み出すことにあります。生産性向上は、恒常的な人手不足への対応、競争優位性の確保、労働環境の改善に資するものであり、最終的には、収益性にも直結するテーマです。当社企業グループでは、各社の状況に応じた働き方改革をはじめとして、各種情報共有ツールの導入、知的財産の活用、仕事のプロセス改善、基幹システムの刷新など、社員が、主体的にイキイキと働くことができる環境づくりに取り組んでおります。

⑩開発に従事する人材の確保と体制強化

IT投資に関わる需要の増加に伴い、開発に従事する人材不足は依然否めず、人材の確保と体制の強化は、継続的な課題となっております。当社企業グループは、部門や企業間を横断する開発体制を構築するほか、ニアショア（子会社や協力会社との協業による国内分散開発）やクレスコベトナムを通じたオフショア（ベトナムの現地企業との協業による国外分散開発）を積極的に活用し、人材不足による機会損失（案件の失注や縮小など）が発生しないよう取り組んでおります。また、併せて、協力会社とのリレーションシップの強化、人材の流出防止施策の実施、リモート開発の環境整備に努めてまいります。

⑪ダイバーシティへの取り組み

多様性の受け入れは、個人ひとりひとりが充実した人生を送り、併せて、企業が変化する市場環境や技術構造の中で競争優位性を築くために、不可欠であります。当社企業グループは、個人の「違い」を尊重し、職務に関係のない性別、年齢、国籍等の属性を考慮せず、個人の成果や能力、貢献度に応じた評価を基本としております。女性の採用や女性管理職比率の増加にも注力し、2017年9月には、女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」を取得しました。その他、外国人や障がい者の採用にも積極的に取り組んでおります。2021年4月からは、LGBTに対する取り組みの一環として、パートナーシップ制度を導入いたします。これは、同性パートナーについても「配偶者と同様の取扱い」とし、社内の休暇や給付金の対象とするものです。今後も、多様な人材が組織に平等に参画し、その能力を最大限発揮できる機会の提供を通じて、様々なイノベーションを生み出し、価値創造に繋げてまいります。

⑫コーポレート・ガバナンスの推進

持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要と考え、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全化、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社企業グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組み（月次チェックや教育）を徹底するとともに、経営環境の変化に対応した投資戦略・財務管理の方針の策定や独立社外取締役の活用、取締役会の多様性など、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。加えて、改訂コーポレート・ガバナンス・コードへの的確に対応してまいります。

⑬事業ポートフォリオの最適化と柔軟な組織経営

当社企業グループには、お客様との継続的な取引関係をベースとする事業特性があり、「安定性」と「依存度」の2つの側面を持ち合わせております。このような事業特性を鑑み、特定の取引先・業界や技術の動向により、業績が左右されないようリスク分散を図るため、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでおります。また、多様化、複雑化するニーズと変化が著しい技術革新を先取りし、厳しさを増す経営環境に的確に順応するため、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）の有効活用（選択と集中）とマーケティング活動、研究・開発、組織・チーム・人材の活性化を通じた柔軟な組織経営に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
受 注 高 (千円)		33,298,795	36,792,932	39,452,961	39,685,079
売 上 高 (千円)		33,328,477	35,230,083	39,337,600	39,706,144
経 常 利 益 (千円)		3,492,084	3,658,607	3,712,883	4,101,054
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)		2,202,803	2,285,581	2,421,037	2,634,403
1株当たり当期純利益		100円13銭	104円46銭	114円30銭	125円43銭
総 資 産 (千円)		24,127,780	25,372,421	26,770,383	30,342,477
純 資 産 (千円)		15,109,419	16,137,384	16,185,927	19,485,863

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第31期における総資産の増加は、主として受取手形及び売掛金が1,057,273千円、繰延税金資産が309,093千円増加したことによるものです。
第32期における総資産の増加は、主として現金及び預金が3,184,746千円増加したこと及び有価証券並びに投資有価証券が1,070,112千円減少したことによるものです。
第33期における総資産の増加は、主として有価証券及び投資有価証券が2,065,551千円、現金及び預金が1,632,084千円増加したことによるものです。
4. 第31期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,465,066千円増加したこと及びその他有価証券評価差額金が419,243千円減少したことによるものです。
第33期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,878,581千円、その他有価証券評価差額金が1,382,020千円増加したことによるものです。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (2021年3月期) (当期)
受 注 高 (千円)		21,120,015	21,090,125	23,145,643	23,904,808
売 上 高 (千円)		21,198,021	20,925,104	23,034,386	22,837,101
経 常 利 益 (千円)		2,645,126	2,759,527	2,712,502	2,937,282
当 期 純 利 益 (千円)		1,763,990	1,854,143	1,815,039	2,144,738
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		80円18銭	84円74銭	85円69銭	102円12銭
総 資 産 (千円)		20,305,996	21,015,124	22,203,897	25,205,244
純 資 産 (千円)		13,189,257	13,787,087	13,205,335	15,997,425

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第31期における総資産の増加は、主として関係会社株式が708,093千円増加したことによるものです。第32期における総資産の増加は、主として現金及び預金が2,830,456千円増加したこと及び有価証券並びに投資有価証券が1,096,293千円減少したことによるものです。第33期における総資産の増加は、主として有価証券及び投資有価証券が1,965,923千円、現金及び預金が867,420千円増加したことによるものです。
4. 第31期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,033,628千円増加したこと及びその他有価証券評価差額金が418,503千円減少したことによるものです。第33期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,388,916千円、その他有価証券評価差額金が1,371,796千円増加したことによるものです。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 アイ オ ス	313,365千円	100.0%	ソフトウェア開発事業

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業セグメント

区 分	主要な商品又は役務の名称
ソフトウェア開発事業	アプリケーション開発、基盤システム開発及びソリューション・サービス
組込型ソフトウェア開発事業	通信システム、カーエレクトロニクス及びデジタル家電分野における組込型ソフトウェア開発

(8) 主要な事業所

①当 社

品川本社	／東京都港区
札幌事業所	／北海道札幌市
長岡事業所	／新潟県長岡市
名古屋事業所	／愛知県名古屋市
大阪事業所	／大阪府大阪市
福岡事業所	／福岡県福岡市

②子 会 社

株式会社アイオス 本社	／東京都港区
----------------	--------

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前年度末比増減
ソフトウェア開発事業	1,795名	115名
組込型ソフトウェア開発事業	318名	58名
その他の事業	1名	一名
全社（共通）	187名	17名
合 計	2,301名	190名

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員等63名がおります。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,236名	62名	37.6才	10.6年

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員23名がおります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	1,022,511
株式会社三菱UFJ銀行	440,000
株式会社三井住友銀行	350,000

千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 68,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,021,277株 (自己株式 1,978,723株を除く)
- (3) 株主数 3,592名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社イワサキコーポレーション	44,792	21.30
浦 崎 雅 博	12,554	5.97
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	11,158	5.30
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	10,600	5.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,533	5.01
ク レ ス コ 従 業 員 持 株 会	8,324	3.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,486	3.56
岩 崎 俊 雄	6,116	2.90
田 島 裕 之	5,846	2.78
佐 藤 和 弘	4,319	2.05

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付した株式の区別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	7,200 株	5 名

(注) 上記の他、当社の子会社の取締役の一部3名に対して2,100株を、当社の従業員27名に対して21,600株をそれぞれ交付しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員に対する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年2月5日開催の取締役会決議に基づき、2020年1月30日に発行した第7回新株予約権について、残存する全部（4,470個。新株予約権の目的となる当社普通株式の数894,000株）を2021年2月24日に取得し直ちに消却いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	岩 崎 俊 雄	取締役会議長	
代表取締役社長	根 元 浩 幸	社長執行役員	
取 締 役	山 元 高 司	専務執行役員 コーポレート統括 本部長兼経営戦略統括部長	
取 締 役	杉 山 和 男	常務執行役員 財務経理本部長	
取 締 役	富 永 宏	常務執行役員 サービスコンピテ ンシー統括本部長兼技術研究所、 品質管理本部管掌	
取 締 役	粉 川 徳 幸	常務執行役員 事業統括本部長	
取 締 役	福 井 順 一		株式会社共同通信社顧問
取 締 役	佐 藤 幸 恵		株式会社ケミストリー代表取締役 社長
取締役 (監査等委員)	丹 羽 蔵 王		
取締役 (監査等委員)	臼 井 義 眞		
取締役 (監査等委員)	佐 藤 治 夫		

- (注) 1. 熊澤修一氏は、2020年6月19日開催の当社第32回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任いたしました。
2. 福井順一氏、佐藤幸恵氏、臼井義眞氏及び佐藤治夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 社内事情に精通した者を配置し、内部監査部門等と緊密に連携して情報を得る等により、実効性のある監査・監督体制を確保するため、丹羽蔵王氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 福井順一氏、佐藤幸恵氏、臼井義眞氏及び佐藤治夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、当社取締役会で指定し、届け出ております。
5. 福井順一氏は、2014年9月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してからすでに5年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断します。
6. 佐藤治夫氏は、2009年3月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してからすでに10年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断します。

7. 事業年度末日の翌日以降の役員の異動
事業年度末日の翌日以降の役員の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当	異動年月日
山元高司	取締役 専務執行役員 コーポレート統括本部長	取締役 専務執行役員 コーポレート統括本部長 兼 経営戦略統括部長	2021年4月1日
杉山和男	取締役 常務執行役員 コーポレート統括本部副本部長	取締役 常務執行役員 財務経理本部長	2021年4月1日

8. 取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

氏名	役名	職名
久保和隆	執行役員	事業統括本部副本部長 金融ビジネスユニット長
平野健一	執行役員	事業統括本部 エンタープライズビジネスユニット長
寺村孝幸	執行役員	事業統括本部 インダストリアルビジネスユニット長 兼 エンベデッドソリューション事業部長
丸山規行	執行役員	サービスコンピテンシー統括本部副本部長 兼 技術研究所長
元木隆博	執行役員	事業統括本部 テクノロジーサービスユニット長
岩見聡	執行役員	サービスコンピテンシー統括本部 アプリケーション サービスユニット長 兼 福岡開発センター長
高石哲	執行役員	コーポレート統括本部 副本部長

(注) 当社執行役員に関する最新の情報につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。
<https://www.cresco.co.jp/ir/officer/officer1.html>

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社、当社の連結対象子会社における取締役、監査役であり、各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者となります。但し、犯罪行為、不正行為又は違法に利益又は便宜を得る等意図的に違法行為を行った取締役又は監査役自身の損害等を補償対象外とすることにより、取締役又は監査役の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役の報酬等の決定に関する基本方針」を制定し、監査等委員以外取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

(取締役の報酬等の決定に関する基本方針)

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び賞与並びに譲渡制限付株式報酬に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会決議に基づき、取締役会長および代表取締役社長で協議の上、監査等委員会の意見を考慮して決定する。

a) 基本報酬

定額制とし、生活基盤の安定を図るものとする。報酬額は、人事の公平性から原則、役職、職責などをもとに、月額の設定報酬基準を決定する。

b) 賞与

業績連動型報酬制度を基本とし、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れるものとする。報酬額は、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定する。なお、決定に当たっては、各事業年度の計算書類の作成過程において、業績が概ね確定した段階で、その業績に基づき役員賞与引当金の総額を決定する。

c) 譲渡制限付株式報酬

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭報酬債権を付与するものとする。付与株式数は、その趣旨に鑑み、対象取締役のインセンティブとなり、かつ、株主の利益を害することのない水準で継続的に付与することを基本として決定する。

(取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会会長および代表取締役社長が原案について取締役会の決議および決定方針との整合性を慎重に検討し、あらかじめ監査等委員会の意見を考慮して決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(譲渡制限付株式報酬制度について)

当社の譲渡制限付株式報酬は非金銭報酬等であり、その報酬制度の概要は以下のとおりであります。

a. 譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

b. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合（対象取締役が重任した場合又は監査等委員でない取締役の退任と同時に監査等委員である取締役に就任した場合を除く。）には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

c. 譲渡制限の解除

上記 a の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記 b に定める地位を退任した場合（対象取締役が重任した場合又は監査等委員でない取締役の退任と同時に監査等委員である取締役に就任した場合を除く。）には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に取得する。

d. 組織再編等における取扱い

上記 a の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

e. その他の事項

当該譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬の額は、2015年6月19日開催の第27回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。譲渡制限付株式付与のために対象取締役に支給する金銭報酬債権の上限は、上記株主総会決議の範囲内で年額60百万円であり、当該制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の上限は年60,000株とされております（2019年6月21日第31回定時株主総会）。なお、第27回定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員を除く。）の員数は10名、第31回定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬の額は、2015年6月19日開催の第27回定時株主総会において年額50百万円以内とされております。なお、第27回定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき取締役会長岩崎俊雄及び代表取締役社長根元浩幸の2名が、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

委任された権限の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の具体的な内容を決定することでありです。

この権限を委任した理由は、当社及び当社企業グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役職、職責に則った企業業績、目標達成度合い等を総合的に勘案した評価を行うには取締役会長、取締役社長による協議が最も適すると判断するためであります。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるように、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の具体的な内容の決定に関しては、あらかじめ監査等委員会の意見を考慮して決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
監査等委員を除く取締役 (うち社外役員)	167,641 (8,409)	132,054 (6,409)	26,000 (2,000)	9,587 (一)	8 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外役員)	26,800 (9,200)	22,800 (7,200)	4,000 (2,000)	—	3 (2)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員の状況

①社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	福 井 順 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席して、主に経営企画、広報等に関する専門的立場から発言を行っております。
	佐 藤 幸 恵	就任後に開催された当事業年度の取締役会11回のうち11回に出席して、主にエグゼクティブマネジメント、経営企画、広報等に関する専門的立場から発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	臼 井 義 眞	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会14回のうち14回に出席して、主に法務に関する専門的立場から発言を行っております。
	佐 藤 治 夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会14回のうち14回に出席して、主に経営・情報システムに関する専門的立場から発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

②社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	福 井 順 一	経営企画、広報等の豊富な経験と実績を基に当社の現況を評価するとともに、客観的な視点での助言、支援および業務執行に関する適切な監督を期待していたところ、適宜質問を行い、当社のブランド・広報戦略に関する助言、支援等を行っております。
	佐 藤 幸 恵	エグゼクティブコンサルティングの豊富な経験と実績に加え、経営全般に関する幅広い知識と見識を有する企業経営者の立場から、客観的な視点での助言、支援および業務執行に関する適切な監督を期待していたところ、適宜質問を行い、採用、女性活躍等に関する助言、支援等を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	臼 井 義 眞	弁護士としての法的視点および企業法務に関する幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、法令、リスク管理等に関する助言、支援等を行っております。

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
	佐藤 治夫	情報システム開発全般に関する豊富な経験と実績に加え、独立した情報システムコンサルタントとしての立場から、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、情報システムの企画、設計、開発等に関する助言、支援等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第2条第1項）の業務に係る報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 内部統制に関する基本方針

内部統制に関する基本方針の当社取締役会決議の概要は、2021年3月31日現在、次のとおりです。なお、本基本方針については、経営環境の変化等に対応するため、適宜見直しの検討を行い、より一層実効性のある内部統制の整備、運用に努めております。

なお、当社における本基本方針の最新の情報につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成を図り、当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社企業グループ）を横断的に統括するため、「コンプライアンス経営行動基準」を定め、活動規範を明確にする。
- ② コンプライアンス統括責任者を設置し、役員及び社員に対するコンプライアンス教育及び研修を継続的に実施し、「コンプライアンス経営行動基準」の周知徹底及び問題の早期発見に努める。また、法令及び定款等の違反行為に対しては厳正に処分する。
- ③ 内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設け、法令違反行為等を予防・早期発見に努め、迅速かつ効果的な対応を図る。
- ④ 監査等委員会が直轄する内部監査室が、社内体制及び日常的事業活動における問題点の有無に関する監査及び諸規程の運用状況の確認及び評価を行い、これらの結果を常勤監査等委員及び代表取締役 社長執行役員に報告する。また、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と定期的に会合をもち、情報の交換に努める。
- ⑤ 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令の遵守の観点から、財務経理担当部署並びに法務、総務及び人事担当部署等は弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家の意見を適宜聴取しつつ日常発生する諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を構築する。
- ⑥ 反社会的勢力の排除については、コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との対決姿勢を徹底するとともに、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る情報を、法令、定款並びに文書管理規程その他の社内規程に基づいて適切に保存、管理（廃棄を含む）する。
- ② 業務執行取締役は、情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ対策を推進し、情報を適切かつ安全に管理する。
- ③ 取締役は、職務の執行に係る情報について、監査等委員会又は内部監査室らの閲覧要請があれば、当該情報の存否及び保存状況をただちに検索し、常時閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、リスク分類毎に、各業務の所管部署（以下、各責任部署という）が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減に取り組む。
- ② 各責任部署を管理・統括する取締役及び執行役員は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じてリスク管理体制の整備及び適正性の確保を図る。
- ③ 各責任部署は、リスク管理規程やその他の社内規程、社内外のガイドラインなどの周知徹底を図るとともに、教育の実施、監視、監督及び点検を担う体制を整備する。
- ④ 内部統制委員会は、リスク管理規程その他リスク管理に係る諸規程等に基づく各責任部署のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理する。
- ⑤ グループ事業推進担当部署は、内部統制委員会と連携し、当社企業グループにおける組織横断的リスク管理及び運用状況の調査（モニタリングを含む）を実施するほか、必要に応じて、各責任部署及び当社企業グループに対して、助言、指導を行う。
- ⑥ 内部監査室は、各責任部署のリスク管理の状況の監査及び管理策の確認及び評価を実施するほか、これらの実施後は必要に応じて、各責任部署に対して、改善・是正の確認、助言、指導を行う。
- ⑦ 総務、人事担当部署は、各責任部署と連携し、有事発生時の迅速な情報連絡及び即時対応可能な体制を整備する。
- ⑧ 重大事案が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を長とする対策本部を設置、外部専門家を交え、状況の適切な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会及び取締役の意思決定を効率的に執行するために執行役員制度を導入し、業務の執行責任を明らかにするとともに、執行役員規程、組織・職務管理規程その他の社内規程に基づいて効率的に業務を遂行する。
- ② 各責任部署を管理・統括する取締役及び執行役員は、各責任部署が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ③ 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、常務会を定期開催し、経営課題の検討及び報告を行う。
- ④ 監査等委員会は、内部監査室が実施する監査を踏まえ、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制が適切に構築・運用されているかを監査する。
- ⑤ 情報システム担当部署は、社内の情報システムを整備し、有効なコミュニケーション機能の提供と情報セキュリティの確保を実現する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社企業グループに属する各子会社（以下「当社企業グループ各社」という）と緊密な連携のもと、「コンプライアンス経営行動基準」の周知を図るとともに、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を配置し、業務の適正性の確保に努める。
- ② 当社企業グループ各社に対し、必要に応じて取締役、監査役を派遣し、当社企業グループの経営の健全化、効率性の向上を図る。
- ③ 当社企業グループ各社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に定める、当社における承認事項及び当社に対する報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。当社企業グループ各社は、関係会社管理規程に定める事項について、機関決定する前に、当社の承認を受けるものとし、また、同規程に定める事項について当社へ報告するものとする。
- ④ 当社企業グループ各社は、法令違反行為等が発見された場合、その事実を直ちに当社へ報告する体制を整備する。
- ⑤ グループ事業推進担当部署は、内部統制委員会と連携し、当社企業グループ各社におけるリスク管理をはじめとする事業遂行上の内部統制に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達、通報・相談制度、コンプライアンス推進に係る教育研修等が効率的かつ適正に行われる体制を整備する。
- ⑥ 内部監査室は、独立した立場から調査及び監査を実施し、監査結果を当社の常勤監査等委員及び代表取締役社長執行役員に報告する。また、当該報告に関し、常勤監査等委員の

指示があるものについては、その写しを当社企業グループ各社の代表取締役へ送付するとともに、必要に応じて改善策の提示及び改善策に関する助言を行う。

- ⑦ グループ事業推進担当部署及び内部監査室は、調査及び監査によって当社企業グループ各社における損失の危険を予知し、あるいは把握した場合はその発見された損失の危険の内容、損失の程度及び経営に対する影響等について、直ちに当社の常勤監査等委員及び代表取締役 社長執行役員に報告するとともに、当社企業グループ各社の代表取締役へ報告する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、監査等委員会スタッフ）に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が監査等委員会スタッフを要する場合、法務担当部署を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、法務担当部署の社員が監査等委員会スタッフを兼務する。
- ② 監査等委員会スタッフの任命・異動・懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- ③ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。
- (7) 取締役・使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社等の取締役等が監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役並びに執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社企業グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項並びに業務執行の状況及び結果について報告する。
- ② 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

- ③ 内部監査室及び法務担当部署は、内部監査や調査（モニタリングを含む）の実施状況、コンプライアンス・ヘルプライン等による通報状況及びその内容を監査等委員会に報告する。
 - ④ 当社企業グループ各社の役員、執行役員又は使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、すみやかに報告を行う。
 - ⑤ 当社企業グループ各社の役員、執行役員又は使用人は、法令等の違反行為又は当社もしくは当社企業グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ⑥ 内部監査室及び法務担当部署は、監査等委員会に対し、当社企業グループ各社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況について、定期的かつ適時に報告を行う。
 - ⑦ 監査等委員会への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度、遅滞なく行う。また、監査等委員会から報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。
- (8) 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社企業グループの役員並びに執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - ② 法務担当部署は、取締役並びに執行役員及び使用人に対する教育、研修の機会を通じて、不利益な取扱いを懸念して監査等委員会への報告やコンプライアンス・ヘルプラインへの通報を思いとどまることがないように啓蒙に努める。
 - ③ 当社は、上記①の不利益な取扱いの禁止について、当社企業グループ各社に対して周知徹底する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加できる。
- ② 監査等委員会は、代表取締役、法務部、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、内部統制システムの有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果は常勤監査等委員、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に文書並びに口頭で報告する。
- ④ 当社企業グループの取締役及び執行役員は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力する。
- ⑤ 当社企業グループの取締役及び執行役員は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ⑥ 監査等委員会が職務遂行上、必要と認めるときには、弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図れる環境及び体制を整備する。

(11) 当社企業グループに係る財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制

- ① 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行う。
- ② 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専門組織（内部監査室、内部統制委員会、プロセスリーダー会議等）を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による継続的な評価並びに改善・是正を行う体制を整備する。
- ③ 適正かつ適時の財務報告のために、IR担当部署を設置し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。
- ④ 財務、経理担当取締役は、当社企業グループ各社に対しても財務報告に係る体制整備、運用が適切に行われるよう、指導を行う。
- ⑤ グループ事業推進担当取締役は、当社企業グループの評価・改善結果を、定期的に取締役会に報告する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 全般事項

コーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2020年3月30日開催の取締役会において、2020年4月1日付けの組織変更を踏まえ、これに伴う「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定を実施いたしました。

(2) 取締役の職務執行

取締役会規程やその他社内規程を改定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当該事業年度は、定例取締役会を13回（会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議の実施8回を除く）開催し、各議案の審議、重要な意思決定及び取締役の業務執行状況に関する監督を行っております。また、コンプライアンスの徹底や内部統制システムの整備・強化に積極的に関わり、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上を図っております。

(3) 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員会規程及び監査等委員会監査基準を制定し、監査等委員の活動計画に基づいた監査を実施しております。当該事業年度は、定例監査等委員会を14回開催したほか、取締役会に13回出席しております。また、その他重要会議への出席や外部会計監査人並びに内部監査室と定期的に情報交換を行うことで、職務執行状況を監査するとともに、業務の適正性を確保するための体制が適切に構築・運用されているかを監査しております。

(4) 内部監査制度

2018年4月1日をもって内部監査室を監査等委員会直轄の組織といたしました。内部監査室は、内部監査規程に則って、監査等委員会の承認を得た内部監査計画に基づき、内部統制の有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果はその都度、常勤監査等委員及び取締役社長へ報告しております。また、各責任部署の日常的なリスク管理の状況の監査、体制整備の運用状況の調査（モニタリングを含む）を実施するほか、必要に応じて、各責任部署に対して、助言、指導を行っております。

(5) 当社企業グループ会社における業務の適正の確保

当社役員あるいは上級管理職が、当社子会社において、非常勤取締役あるいは非常勤監査役として就任し、業務の運用状況等を直接管理、監督するほか、関係会社管理規程に則って、各社毎の営業活動及び重要事項の決裁状況を把握しております。また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に、当社取締役会あるいは常務会への報告を義務とし、その遂行を承認するなどの管理、監督を行っております。

(6) リスクマネジメント

① リスクアプローチ

リスク管理規程を制定し、特定したリスクを適切に管理するための基本的事項を定め、リスクを踏まえた経営目標の達成に取り組んでおります。リスク分類毎に、各責任部署が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減策を講じております。また、各責任部署の取締役は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じて適正性の確保を図っております。

② リスク管理体制

内部統制委員会（委員長：代表取締役 社長執行役員 根元浩幸）は、年4回（四半期毎）開催し、リスク管理に係わる諸規程を制定するとともに、各責任部門のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理し、全社的な「コンプライアンス経営行動基準」の徹底を推進しております。

(7) コンプライアンスの推進

コンプライアンス規程及び関連規則を制定し、コンプライアンスの推進に取り組んでおります。

① コンプライアンス研修の実施

主な教育・研修といたしまして、雇入れ時研修（入社之都度）及びeラーニングによる研修（年1回）を実施しております。

② コンプライアンスチェックシートの提出

コンプライアンス推進に関わる自己点検及びモニタリングの一環として、コンプライアンスチェックシートの提出を毎月、全従業員に義務づけております。コンプライアンスチェックシートは、月次運用とし、実施状況及び集計結果は、内部統制委員会に報告するとともに、運用状況については、内部監査室による監査の対象としております。

③ヘルプラインの設置

当社企業グループ内において法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制としてコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、内部通報制度の実効を図っております。通報・相談を受けた担当部門は直ちに内容を調査し、再発防止策を当該部門と協議の上決定し、取締役会等に報告の上、再発防止策を講じております。

(8) 反社会的勢力の排除

コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、取引先に対する事前調査を徹底するとともに、契約書等に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。また、不当要求防止責任者の配置や警察等外部関係機関との連携を実施し、反社会的勢力に対応する取組みを継続しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を維持することを基本方針としております。配当に関しましては、原則連結経常利益をもとに特別損益を零とした場合に算出される親会社株主に帰属する当期純利益の30%相当を目処に継続的に実現することを目指してまいります。

当期の利益配当金につきましては、中間配当金は1株当たり18円、期末配当金は1株当たり20円とさせていただきます。また、次期の1株当たり配当金は中間配当金20円、期末配当金20円の年間40円を予定しております。

内部留保資金につきましては、事業の拡大や今後予想される急速な技術革新に対応した、企業グループとしての競争力を強化するための投資及び出資に充てることにより、業績の向上に努め、財務体質の強化を図るなど株主の皆様のご期待に沿うように努めてまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,079,762	流動負債	7,152,363
現金及び預金	11,039,932	買掛金	1,856,920
受取手形及び売掛金	7,855,304	短期借入金	100,000
電子記録債権	15,608	1年内返済予定の長期借入金	671,934
有価証券	459,292	リース負債	2,336
金銭の信託	64,146	未払金	681,171
商品及び製品	37,315	未払法人税等	1,056,596
仕掛品	156,750	未払事業所税	33,827
貯蔵品	1,655	未払消費税等	551,465
前払費用	343,748	賞与引当金	1,457,806
その他	106,008	役員賞与引当金	72,370
		受注損失引当金	7,861
		その他	660,073
固定資産	10,262,714	固定負債	3,704,250
有形固定資産	468,066	長期借入金	1,142,515
建物	317,308	長期未払金	52,746
工具、器具及び備品	124,650	リース負債	4,341
土地	19,990	退職給付に係る負債	2,432,926
リース資産	6,117	資産除去債務	71,696
無形固定資産	1,063,506	繰延税金負債	24
のれん	494,413		
ソフトウェア	556,142		
その他	12,950		
投資その他の資産	8,731,141	負債合計	10,856,613
投資有価証券	6,704,112	純資産の部	
敷金及び保証金	896,299	株主資本	18,058,626
保険積立金	124,480	資本金	2,514,875
繰延税金資産	906,330	資本剰余金	3,363,262
その他	207,127	利益剰余金	14,388,180
貸倒引当金	△107,209	自己株式	△2,207,691
		その他の包括利益累計額	1,427,236
		その他有価証券評価差額金	1,427,859
		為替換算調整勘定	2,547
		退職給付に係る調整累計額	△3,169
		純資産合計	19,485,863
資産合計	30,342,477	負債純資産合計	30,342,477

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

連結損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		39,706,144
売上原価		32,506,537
売上総利益		7,199,607
販売費及び一般管理費		3,715,150
営業外利益		3,484,456
営業外利益		3,484,456
受取配当金	331,272	
受取配当金	73,779	
受取配当金	57,849	
受取配当金	338,955	
受取配当金	49,497	
受取配当金	18,437	
受取配当金	34,672	
受取配当金		904,463
受取配当金		
受取配当金	6,351	
受取配当金	65,409	
受取配当金	200,000	
受取配当金	16,104	
受取配当金		287,865
受取配当金		4,101,054
受取配当金		
受取配当金	258,256	
受取配当金	896	
受取配当金	28,710	
受取配当金		287,863
受取配当金		
受取配当金	3,789	
受取配当金	95,575	
受取配当金	15,308	
受取配当金	62,542	
受取配当金	175,188	
受取配当金	22,841	
受取配当金		375,245
受取配当金		4,013,673
受取配当金	1,492,406	
受取配当金	△113,136	
受取配当金		1,379,270
受取配当金		2,634,403
受取配当金		—
受取配当金		2,634,403

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,514,875	4,473,108	12,509,598	△3,357,059	16,140,523
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△755,822		△755,822
親会社株主に帰属する当期純利益			2,634,403		2,634,403
自己株式の取得				△95	△95
自己株式の処分		5,153		34,463	39,617
自己株式の消却		△1,115,000		1,115,000	—
<small>株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)</small>					
連結会計年度中の変動額合計	—	△1,109,846	1,878,581	1,149,368	1,918,102
当 期 末 残 高	2,514,875	3,363,262	14,388,180	△2,207,691	18,058,626

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	45,838	0	△8,579	37,259	8,144	16,185,927
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△755,822
親会社株主に帰属する当期純利益						2,634,403
自己株式の取得						△95
自己株式の処分						39,617
自己株式の消却						—
<small>株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)</small>	1,382,020	2,547	5,409	1,389,977	△8,144	1,381,832
連結会計年度中の変動額合計	1,382,020	2,547	5,409	1,389,977	△8,144	3,299,935
当 期 末 残 高	1,427,859	2,547	△3,169	1,427,236	—	19,485,863

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 等

監 査 報 告 書

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,644,734	流動負債	6,454,500
現金及び預金	6,748,429	買掛金	969,541
受取手形	574,667	関係会社短期借入金	2,100,000
売掛金	4,296,680	1年内返済予定の長期借入金	660,000
有価証券	459,292	未払金	547,720
金銭信託	64,146	未払費用	197,546
仕掛品	68,282	未払法人税等	669,036
未収入金	53,395	未払事業所税	23,532
その他	379,840	未払消費税	282,176
		預り引当金	50,058
		賞与引当金	823,751
		役員賞与引当金	30,000
		その他	101,135
固定資産	12,560,510	固定負債	2,753,318
有形固定資産	311,650	長期借入金	1,130,000
建物	215,764	リース負債	1,448
工具、器具及び備品	93,657	退職給付引当金	1,547,195
リース資産	2,228	資産除去債務	53,075
無形固定資産	421,606	長期未払金	21,600
ソフトウェア	412,894	負債合計	9,207,819
その他	8,712	純資産の部	
		株主資本	14,570,245
投資その他の資産	11,827,253	資本金	2,514,875
投資有価証券	6,336,719	資本剰余金	3,382,200
関係会社株式	4,263,094	資本準備金	2,998,808
関係会社出資金	53,930	その他資本剰余金	383,392
繰延税金資産	392,203	自己株式処分差益	383,392
敷金及び保証金	580,415	利益剰余金	10,880,860
保険積立金	119,473	利益準備金	78,289
その他	183,843	その他利益剰余金	10,802,571
貸倒引当金	△102,425	別途積立金	2,410,000
		繰越利益剰余金	8,392,571
		自己株式	△2,207,691
		評価・換算差額等	1,427,179
		その他有価証券評価差額金	1,427,179
資産合計	25,205,244	純資産合計	15,997,425
		負債純資産合計	25,205,244

損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		22,837,101
売上原価		18,844,418
売上総利益		3,992,683
販売費及び一般管理費		1,780,919
営業利益		2,211,763
営業外収益		
受取利息	1,520	
受取債券利息	330,536	
受取当座利息	271,105	
受取売却益	57,849	
受取評価益	338,955	
受取他	28,606	1,028,572
営業外費用		
支払利息	26,329	
投資顧問料	65,409	
経常利益	200,000	
特別利益	11,315	303,054
特別利益		2,937,282
特別損失		
投資関係	258,256	
投資関係	896	
投資関係	6,300	
投資関係	28,108	293,561
投資関係	95,575	
投資関係	62,542	
投資関係	15,308	
投資関係	20,955	
投資関係	11,996	206,378
特別損失		3,024,464
特別利益	934,536	
特別損失	△54,809	879,726
特別利益		2,144,738

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金 自己株式 処分差益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	2,514,875	2,998,808	1,493,239	78,289	2,410,000	7,003,655
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△755,822
当期純利益						2,144,738
自己株式の取得						
自己株式の処分			5,153			
自己株式の消却			△1,115,000			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	△1,109,846	—	—	1,388,916
当 期 末 残 高	2,514,875	2,998,808	383,392	78,289	2,410,000	8,392,571

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△3,357,059	13,141,807	55,383	55,383	8,144	13,205,335
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△755,822				△755,822
当期純利益		2,144,738				2,144,738
自己株式の取得	△95	△95				△95
自己株式の処分	34,463	39,617				39,617
自己株式の消却	1,115,000	—				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			1,371,796	1,371,796	△8,144	1,363,651
事業年度中の変動額合計	1,149,368	1,428,438	1,371,796	1,371,796	△8,144	2,792,090
当 期 末 残 高	△2,207,691	14,570,245	1,427,179	1,427,179	—	15,997,425

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社クレスコ
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宝金正典	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高木康行	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	猿渡裕子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クレスコの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クレスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類
等

監査
報告
書

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社クレスコ
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	宝 金 正 典	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 木 康 行	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	猿 渡 裕 子	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クレスコの2020年4月1日から2021年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社クレスコ 監査等委員会

監査等委員 丹 羽 蔵 王 ㊞

監査等委員 白 井 義 眞 ㊞

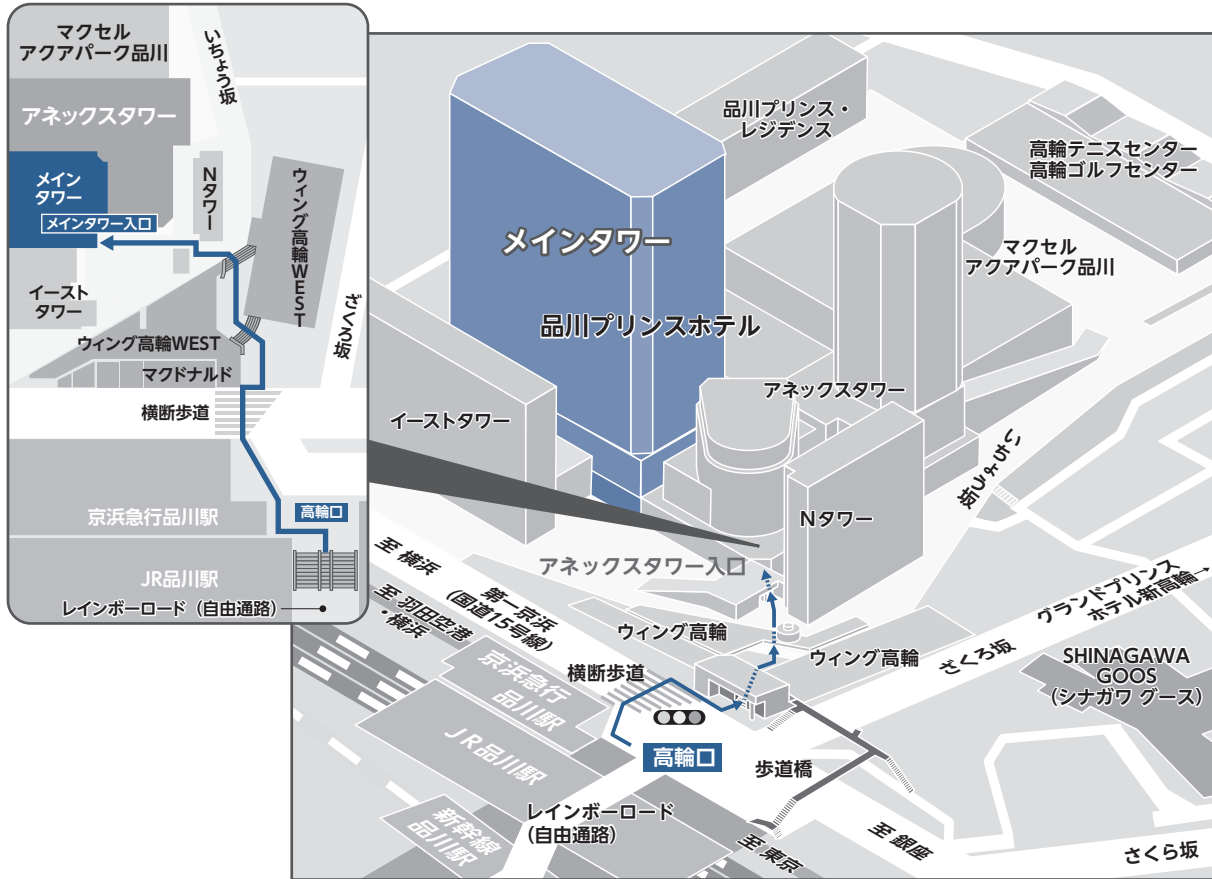
監査等委員 佐 藤 治 夫 ㊞

(注) 監査等委員白井義眞及び佐藤治夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー34階 ルビー34
電話 (03) 3440-1111



交通のご案内 JR線・京浜急行線「品川駅」(高輪口)より徒歩約2分

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。